



市 章

# 大津市公報

平 成 28 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 37 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

49	大津市緑の基本計画審議会規則.....	1
50	大津市がん対策推進委員会規則.....	2
51	大津市職員任用規則の一部を改正する規則.....	2
52	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	3
53	大津市市税規則の一部を改正する規則.....	3
54	大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則.....	17
55	大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則.....	17
56	大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則.....	25
57	大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則.....	30
58	大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則.....	31
59	大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	31
60	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....	31
61	大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則.....	37
62	大津市建築審査会の運営に関する規則の一部を改正する規則.....	37
63	大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則.....	37

### 告 示

68	河川の水質に係る環境上の基準について.....	37
69	河川の水質に係る環境上の基準の類型の指定等について.....	39
70	びわこ大津草津景観推進協議会の廃止について.....	41
71	びわこ大津草津景観推進協議会の設置について.....	41

### 消 防 局 訓 令

1	大津市火災予防査察規程の一部改正.....	42
2	大津市火災予防違反処理規程の一部改正.....	42

## 規 則

大津市緑の基本計画審議会規則を公布する。

平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第49号

大津市緑の基本計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市緑の基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定するために必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
( 会議 )

**第 5 条** 審議会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
( 関係者の出席 )

**第 6 条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
( 庶務 )

**第 7 条** 審議会の庶務は、都市計画部公園緑地課において処理する。  
( その他 )

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市がん対策推進委員会規則を公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 50 号**

大津市がん対策推進委員会規則

( 趣旨 )

**第 1 条** この規則は、大津市がん対策推進条例 ( 平成 28 年条例第 8 号 ) 第 20 条第 7 項の規定に基づき、大津市がん対策推進委員会 ( 以下「委員会」という。 ) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 委員長及び副委員長 )

**第 2 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。  
( 会議 )

**第 3 条** 委員会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
( 関係者の出席 )

**第 4 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
( 庶務 )

**第 5 条** 委員会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。  
( その他 )

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 51 号**

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則 ( 平成 6 年規則第 39 号 ) の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「 3 年以上」を「 1 年以上」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第52号**

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表保育所等整備運営補助金の項中「保育所等整備運営補助金」を「保育所等運営補助金」に改め、「施設整備又は」を削り、別表第 2 項の表保育所延長保育促進事業費補助金の項中「保育所延長保育促進事業費補助金」を「延長保育事業費補助金」に、「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、別表第 2 項の表に次のように加える。

保育士資格等取得支援事業費補助金	保育士資格等を取得するのに要する経費の一部を補助することにより当該資格等を有する者を確保し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育体制強化事業費補助金	民間保育所等が保育士等の負担軽減を目的として保育支援者を配置するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
地域型保育事業所設置支援補助金	新たに地域型保育事業を行う事業所を設置するための改修等に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
子育て支援環境緊急整備事業費補助金	子育て支援の環境を緊急に整備する事業等に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第 4 項の表中小企業共同施設設置等補助金の項の前に次のように加える。

定住促進リフォーム補助金	本市に転入する者等がその居住する住宅のリフォーム工事を行うのに要する経費の一部を補助し、もって本市における定住を促進するとともに、市内産業の活性化と空き家等の有効活用を図ること。
--------------	---

別表第 6 項の表堅田千軒まちなみ整備事業補助金の項の次に次のように加える。

門前町坂本まちなみ整備事業補助金	坂本地区景観形成実施計画に基づく景観の保全及び形成を推進するため、県道比叡山線沿道地区地区計画の区域内において、景観に配慮した建築物の外観の整備を行う者に対し、当該整備に要する経費の一部を補助し、もって門前町坂本にふさわしい優れたまちなみの形成を図ること。
------------------	--

別表第 6 項の表既存民間建築物耐震診断補助金の項の次に次のように加える。

既存建築物緊急耐震改修事業補助金	災害発生時に帰宅困難者等の一時滞在施設としての機能を果たす既存建築物の耐震改修工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を補助し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図るとともに、地震に強いまちづくりを推進すること。
------------------	---

別表第 7 項の表私道整備工事補助金の項中「及び側溝の設置工事」を「、側溝の設置工事及び地震、水害等の災害によりその機能を喪失した橋梁の架け替え工事」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第53号**

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「により徴収猶予」を「による徴収の猶予」に、「法第15条第 3 項（法第15条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により」を「同条第 4 項の規定による」に改め、同条第 2 項中「第15条第 4 項」を「第15条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項及び条例第 8 条第 4 項」に改める。

第15条の見出しを「(職権による換価の猶予の手續)」に改め、同条第1項中「第15条の5第3項」を「第15条の5の2第3項」に、「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項及び条例第10条第2項において準用する条例第8条第4項」に改め、同条第2項中「前項の」を「法第15条の5第1項の規定による」に、「その」を「同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした」に、「納付誓約書」を「分割納付誓約書」に改め、同条第3項中「納付誓約書」を「分割納付誓約書」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(申請による換価の猶予の手續)

**第15条の2** 法第15条の6第1項の規定による換価の猶予を受けようとする者又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予を受けた期間の延長を受けようとする者は、様式第29号の2により申請しなければならない。

2 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項又は法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2の2第2項及び条例第11条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、様式第29号の3によるものとする。

第16条の見出しを「(職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予の取消しの手續)」に改め、同条中「第15条の6第2項」を「第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第3項又は法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項」に改める。

第21条第1項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条第2項中「規定により」の次に「職権による換価の猶予又は申請による」を加える。

第26条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、過誤納金その他の還付金を還付する場合には、納税者、特別徴収義務者又は第2次納税義務者に対し、様式第46号(法人市民税にあつては様式第46号の2、事業所税にあつては様式第46号の3)によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、過誤納金その他の還付すべき徴収金を納付又は納入すべきこととなった徴収金に充当した場合には、納税者、特別徴収義務者又は第2次納税義務者に対し、様式第47号(法人市民税にあつては様式第48号、事業所税にあつては様式第48号の2)によりその旨を通知するものとする。

第46条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第6号とし、第12号を第7号とする。

様式第12号注意第2項及び様式第13号注意第2項を次のように改める。

2 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手續の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号中

「この告知書の記載事項に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して地方税法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、異議申立てがあつた日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手續の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも提起することができます。」

「この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の に

代表者となります。)提起することができます(なお、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。』

改める。

様式第19号注意第3項を次のように改める。

- 3 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号及び様式第22号を次のように改める。

様式第21号 ( 第12条関係 )

徴収猶予 ( 徴収猶予期間の延長 ) 申請書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

申請者 住所 ( 所在地 )

氏名 ( 名称 )

印

電話番号

次のとおり市税の徴収猶予 ( 徴収猶予期間の延長 ) を申請します。なお、徴収猶予 ( 徴収の猶予期間の延長 ) を受けた場合には、次の納付・納入方法のとおりに納付・納入することを誓約します。

納付・納入すべき 税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
上記のうち、徴収 猶予 ( 徴収猶予期 間の延長 ) を受け ようとする税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
徴収猶予 ( 徴収猶 予期間の延長 ) を 受けようとする期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
	( 延長 ) 年 月 日から 年 月 日まで 月間									
徴収猶予 ( 徴収猶 予期間の延長 ) を 受けようとする理 由										
該 当 条 項	地方税法第15条第 1 項第 号 ( 地方税法第15条第 4 項 )									
納付・納入方法	納付計画			履行状況		納付計画			履行状況	
	回	年月日	金額	年月日	金額	回	年月日	金額	年月日	金額
	1					7				
	2					8				
	3					9				
	4					10				
	5					11				
	6					12				

備考

- この申請書のほかに、財産収支状況書の提出が必要になります。また、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予の期間が3月を超える場合は、財産収支状況書に代えて、財産目録及び収支の明細表が必要になります。
- 担保を提供する必要がある場合は、担保提供書や抵当権の設定のための書類 ( 不動産等を担保とする場合 ) などを提出していただきます。

様式第22号 (第12条関係)

徴収猶予 (徴収猶予期間の延長) 承認 通知書  
不承認

年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称) 様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった市税の徴収猶予 (徴収猶予期間の延長) については、承認 不承認 とし  
ます。

徴収猶予税額	税目	調定年度	課税年度	期別連番	納期限	本税	督促手数料	延滞金	合計	
徴収猶予 (徴収猶予期間の延長) を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
	(延長) 年 月 日から 年 月 日まで 月間									
徴収猶予 (徴収猶予期間の延長) の申請理由										
承認理由 不承認理由										
納付・納入方法	納付計画			履行状況		納付計画			履行状況	
	回	年月日	金額	年月日	金額	回	年月日	金額	年月日	金額
	1					7				
	2					8				
	3					9				
	4					10				
	5					11				
	6					12				

備考 この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第25号中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に、「下記の」を「次の」に、

「

徴収猶予税額	別紙市税明細書のとおり
--------	-------------

を

「

徴収猶予税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計

に

改める。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める。

様式第27号から様式第29号までを次のように改める。



様式第27号 (第14条関係)

徴収猶予取消通知書

年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称) 様

大津市長 印

年 月 日付けで承認しました市税の徴収の猶予については本日取り消しましたから、次の税額を年 月 日までに納付してください。

徴収猶予税額	税目	調定年度	課税年度	期別連番	納期限	本税	督促手数料	延滞金	合計
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間								
徴収猶予の取消しをする理由									
該当条項	地方税法第15条の3第1項第 号								
徴収猶予の取消しに係る税額	税目	調定年度	課税年度	期別連番	納期限	本税	督促手数料	延滞金	合計

備考 この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第28号 ( 第15条関係 )

換価の猶予 ( 換価の猶予期間の延長 ) 通知書

年 月 日

住所 ( 所在地 )

氏名 ( 名称 ) 様

大津市長 印

あなたの現状を検討した結果、滞納中の市税について、次のとおり滞納処分による財産の換価を一時猶予します。今後の納付・納入は、確実に履行してください。

納付・納入すべき 税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
上記のうち、換価 の猶予 ( 換価の猶 予期間の延長 ) を する税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
換価の猶予 ( 換価 の猶予期間の延 長 ) をする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
	( 延長 ) 年 月 日から 年 月 日まで 月間									
一時に ( 換価の猶 予 ( 換価の猶予期 間の延長 ) をする 期間内に ) 納付・ 納入することによ り事業の継続又は 生活の維持が困難 となる理由										
該 当 条 項	地方税法第15条の5第1項第 号 ( 地方税法第15条の5第2項において読み替えて準用する同法第15条第4項 )									
納付・納入方法	納付計画			履行状況		納付計画			履行状況	
	回	年月日	金額	年月日	金額	回	年月日	金額	年月日	金額
	1					7				
	2					8				
	3					9				
	4					10				
	5					11				
	6					12				

備考 この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第29号 (第15条関係)

分割納付誓約書

年 月 日

(宛先)

大津市長

誓約者 住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

電話番号

私の大津市に納めるべき市税について、次のとおり完納することを誓約します。

万一、この誓約を履行しなかった場合は、いかなる滞納処分を受けても異議は申しません。

納付・納入すべき 税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
納付の誓約をする 税額 (換価の猶予 (換価の猶予期間 の延長)を受ける 税額)	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
納付の誓約をする 期間 (換価の猶予 (換価の猶予期間 の延長)を受ける 期間)	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
	(延長) 年 月 日から 年 月 日まで 月間									
納付の誓約をする 理由 (換価の猶予 (換価の猶予期間 の延長)を受ける 理由)										
納付・納入方法	納付計画			履行状況		納付計画			履行状況	
	回	年月日	金額	年月日	金額	回	年月日	金額	年月日	金額
	1					7				
	2					8				
	3					9				
	4					10				
	5					11				
	6					12				

様式第29号の次に次の2様式を加える。

様式第29号の2 (第15条の2関係)

換価の猶予 (換価の猶予期間の延長) 申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

電話番号

次のとおり市税の換価の猶予 (換価の猶予期間の延長) を申請します。なお、換価の猶予 (換価の猶予期間の延長) を受けた場合には、次の納付・納入方法のとおりに納付することを誓約します。

納付・納入すべき 税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
上記のうち、換価 の猶予 (換価の猶 予期間の延長) を 受けようとする税 額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
換価の猶予 (換価 の猶予期間の延 長) を受けよう とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
	(延長)	年 月 日から 年 月 日まで 月間								
一時に (換価の猶 予 (換価の猶予期 間の延長) を受け る期間内に) 納 付・納入すること により事業の継続 又は生活の維持が 困難となる理由										
該 当 条 項	地方税法第15条の6第1項 (地方税法第15条の6第3項において準用する同法第15条第4項)									
納付・納入方法	納付計画			履行状況		納付計画			履行状況	
	回	年月日	金額	年月日	金額	回	年月日	金額	年月日	金額
	1					7				
	2					8				
	3					9				
	4					10				
	5					11				
	6					12				

備考

- この申請書のほかに財産収支状況書の提出が必要になります。また、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合は、財産収支状況書に代えて財産目録及び収支の明細表が必要になります。
- 担保を提供する必要がある場合は、担保提供書や抵当権の設定のための書類 (不動産等を担保とする場合) などを提出していただきます。

様式第29号の3 (第15条の2関係)

換価の猶予 (換価の猶予期間の延長) 承認 通知書  
不承認

年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称) 様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった市税の換価の猶予 (換価の猶予期間の延長) について、承認と  
不承認と  
します。

納付・納入すべき 税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
上記のうち、換価 の猶予 (換価の猶 予期間の延長) を する税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計	
換価の猶予 (換価 の猶予期間の延 長) をする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
	(延長) 年 月 日から 年 月 日まで 月間									
換価の猶予 (換価 の猶予期間の延 長) の申請理由										
承認 理由 不承認 理由										
納付・納入方法	納付計画			履行状況		納付計画			履行状況	
	回	年月日	金額	年月日	金額	回	年月日	金額	年月日	金額
	1					7				
	2					8				
	3					9				
	4					10				
	5					11				
	6					12				

備考 この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号 ( 第16条関係 )

換価の猶予取消通知書

年 月 日

住所 ( 所在地 )

氏名 ( 名称 ) 様

大津市長 印

年 月 日付けで通知しました滞納中の市税に係る滞納処分による財産の換価の猶予につきまして  
 は、次の理由により取り消しましたから、  
地方税法第 15 条の 5 の 3 第 2 項において準用する同法第 15 条の 3 第  
地方税法第 15 条の 6 の 3  
 3 項の規定により通知します。

換価の猶予税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計
換価の猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間								
	( 延長 ) 年 月 日から 年 月 日まで 月間								
換価の猶予を取消 する理由									
換価の猶予の取消 しに係る税額	税目	調定 年度	課税 年度	期別 連番	納期限	本税	督 促 手数料	延滞金	合計

備考 この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第37号中

「 この命令に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して地方税法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも提起することができます。

「 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第46号から様式第46号の3までの規定中「及び大津市市税規則第26条第1項」を削り、

「 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して地方税法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも提起することができます。

「 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第47号から様式第48号の2までの規定中「及び大津市市税規則第26条第2項」を削り、

「 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して地方税法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも提起することができます。

「 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市

を

に

を

に

を

長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第50号（表）中「就学援助費」を「就学支援金」に、「固定資産税」を「固定資産税 軽自動車税」に改め、

同様式（裏）中「（課税内容）」を「（公課証明）」に改める。

様式第71号中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、

「その他

個人住民税の徴収方法	1 特別徴収	2 普通徴収	3 未定
備 考			

削る。

様式第71号の2中

「この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に大津市長に対して異議申立てをすることができます。

この税額の決定の取消しをを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第75号中「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「提起することもできます」の次に「（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

様式第75号の2中「当初」を「修正前」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「提起することもできます」の次に「（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

様式第110号備考第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

附 則



- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第50号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

.....

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第54号**

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則  
大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則（昭和46年規則第29号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 3 項中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第55号**

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。  
附則別表を次のように改める。

**附則別表（附則第 5 項関係）**

支給認定保護者の税額等による 階層区分		負担金の額(月額)					
		下段( )書は、給食の提供がない場合					
		保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階層	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である支給認定保護者	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
B 1 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度(特定教育・保育等があった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
B 2 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護	1,100円 (900円)	900円 (700円)	900円 (700円)	1,100円 (900円)	900円 (700円)	900円 (700円)

	者 ( B 1 階層に属する者を除く。 )				
C 1 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	5,500円 ( 4,500円 )	4,000円 ( 3,200円 )	5,500円 ( 4,400円 )	4,000円 ( 3,200円 )
C 2 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者 ( C 1 階層に属する者を除く。 )	11,100円 ( 9,000円 )	8,000円 ( 6,500円 )	11,000円 ( 8,900円 )	7,900円 ( 6,400円 )
D 1 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	6,400円 ( 5,100円 )	4,900円 ( 3,900円 )	6,300円 ( 5,100円 )	4,800円 ( 3,900円 )
D 2 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600円未満である支給認定保護者 ( D 1 階層に属する者を除く。 )	12,900円 ( 10,400円 )	9,800円 ( 7,900円 )	12,700円 ( 10,300円 )	9,700円 ( 7,900円 )
D 3 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600円以上 57,700円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	7,700円 ( 6,300円 )	6,200円 ( 5,000円 )	7,600円 ( 6,200円 )	6,100円 ( 4,900円 )
D 4 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600円以上 57,700円未満である支給認定保護者 ( D 3 階層に属する者を除く。 )	15,500円 ( 12,600円 )	12,400円 ( 10,000円 )	15,300円 ( 12,400円 )	12,200円 ( 9,900円 )

D 5 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上 77,101 円未満である支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	9,500円 (7,600円)	8,000円 (6,500円)	9,300円 (7,500円)	7,900円 (6,400円)			
D 6 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上 77,101 円未満である支給認定保護者（D 5 階層に属する者を除く。）	19,000円 (15,300円)	16,100円 (13,100円)	18,700円 (15,100円)	15,900円 (12,900円)			
D 7 階層	A 階層を除き、特	77,101円以上 84,400円未満	19,000円 (15,300円)	16,100円 (13,100円)	18,700円 (15,100円)	15,900円 (12,900円)		
D 8 階層	定教育・保育等が	84,400円以上 97,000円未満	24,700円 (20,000円)	22,000円 (17,900円)	24,300円 (19,700円)	21,700円 (17,600円)		
D 9 階層	あった月の属する	97,000円以上 122,500円未満	28,500円 (23,100円)	27,200円 (22,100円)	24,500円 (19,900円)	28,100円 (22,800円)	26,800円 (21,700円)	24,200円 (19,600円)
D 10階層	年度の市町村民税	122,500円以上 147,300円未満	33,000円 (26,700円)			32,500円 (26,300円)		
D 11階層	所得割合算額の区	147,300円以上 169,000円未満	37,000円 (30,100円)	28,200円 (22,900円)		36,400円 (29,600円)	27,800円 (22,500円)	
D 12階層	分が次の区分に該	169,000円以上 223,600円未満	44,500円 (36,200円)	29,000円 (23,500円)		43,800円 (35,600円)	28,500円 (23,100円)	
D 13階層	当する支給認定保	223,600円以上 301,000円未満	47,300円 (38,400円)			46,500円 (37,800円)		
D 14階層	護者	301,000円以上 332,200円未満	49,800円 (40,400円)			49,000円 (39,800円)		
D 15階層		332,200円以上 397,000円未満	53,000円 (43,100円)			52,100円 (42,400円)		
D 16階層		397,000円以上	63,600円 (51,700円)			62,600円 (50,900円)		

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。

- 4 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 5 支給認定保護者が、次に掲げる特別の事由があることによりその属する階層区分に係る利用者負担額（以下この表において「基本利用者負担額」という。）を負担することが困難と認められるときは、当該特別の事由を助案して適当と認める他の階層区分に係る利用者負担額に減額するものとする。
- 府令第56条各号に定める事由に該当するとき。
- 支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものであるとき。
- 6 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては減額後の利用者負担額。第8項において同じ。）に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号ハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、C1階層、D1階層、D3階層又はD5階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条の2第1項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額は、0とする。
- 8 第6項の規定にかかわらず、C2階層、D2階層又はD4階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とし、同項第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 9 第6項の規定にかかわらず、D6階層、D7階層又はD8階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条の2第1項第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額は、0とする。
- 10 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあつては、25日を基礎として利用者負担額を日割計算する。
- 11 第6項、第8項及び前項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1（第11条関係）**

支給認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額(月額)
A階層	特定教育・保育等があった月において被保護者又は養育里親等である支給認定保護者	0円
B階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度(特定教育・保育等があった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者	0円
C1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	0円
C2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者（C1階層に属する者を除く。）	1,800円
D1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が10,001円未満である支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	2,300円
D2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が10,001円未満である支給認定保護者（D1階層に属する者を除く。）	4,700円
D3階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が10,001円以上20,001円未満である支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	3,100円
D4階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が10,001円以上20,001円未満である支給認定保護者（D3階層に属	6,200円

	する者を除く。)		
D 5 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が20,001円以上57,701円未満である支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		4,700円
D 6 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が20,001円以上57,701円未満である支給認定保護者（D 5 階層に属する者を除く。）		9,400円
D 7 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,701円以上77,101円未満である支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		4,700円
D 8 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,701円以上77,101円未満である支給認定保護者（D 7 階層に属する者を除く。）		9,400円
D 9 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する支給認定保護者	77,101円以上97,001円未満	12,000円
D 10階層		97,001円以上211,201円未満	
D 11階層		211,201円以上	15,000円

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 支給認定保護者が、次に掲げる特別の事由があることによりその属する階層区分に係る利用者負担額（以下この表において「基本利用者負担額」という。）を負担することが困難と認められるときは、当該特別の事由を勘案して適当と認める他の階層区分に係る利用者負担額に減額するものとする。  
府令第56条各号に定める事由に該当するとき。  
支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものであるとき。
- 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号イ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、減額後の利用者負担額。第6項において同じ。）に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 前項の規定にかかわらず、D 1 階層、D 3 階層、D 5 階層又はD 7 階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条の2第1項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額は、0とする。
- 第4項の規定にかかわらず、D 2 階層、D 4 階層、D 6 階層又はD 8 階層（支給認定子どもの受けた特定教育・保育等が特別利用教育である場合を除く。）に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、政令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とし、同項第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 第4項の規定にかかわらず、D 8 階層（支給認定子どもの受けた特定教育・保育等が特別利用教育である場合に限る。）又はD 9 階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条の2第1項第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額は、0とする。
- 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあつては、20日を基礎として利用者負担額を日割計算する。

- 9 第 4 項、第 6 項及び前項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 10 支給認定子どもの受けた特定教育・保育等が特別利用教育である場合におけるこの表の規定の適用については、この表中「被保護者又は養育里親等」とあるのは「被保護者又は里親」と、「第14条第1号イ」とあるのは「第14条第1号ロ」と、「同条第2号イ、ロ又はハ」とあるのは「同条第2号ハ」とする。

別表第 2 (第11条関係)

支給認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額(月額)					
		保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である支給認定保護者	0円	0円		0円	0円	
B1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度(特定教育・保育等があった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	0円	0円		0円	0円	
B2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者(B1階層に属する者を除く。)	1,300円	1,000円		1,300円	1,000円	
C1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	6,600円	4,700円		6,500円	4,700円	
C2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者(C1階層に属する者を除く。)	13,300円	9,500円		13,100円	9,400円	
D1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月	7,700円	5,800円		7,600円	5,800円	

	の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600 円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )					
D 2 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600 円未満である支給認定保護者 ( D 1 階層に属する者を除く。 )	15,400 円	11,700 円	15,200 円	11,600 円	
D 3 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600 円以上 57,700 円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	9,300 円	7,400 円	9,100 円	7,300 円	
D 4 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 48,600 円以上 57,700 円未満である支給認定保護者 ( D 3 階層に属する者を除く。 )	18,600 円	14,800 円	18,300 円	14,600 円	
D 5 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上 77,101 円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	11,300 円	9,600 円	11,200 円	9,500 円	
D 6 階層	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上 77,101 円未満である支給認定保護者 ( D 5 階層に属する者を除く。 )	22,700 円	19,300 円	22,400 円	19,000 円	
D 7 階層	A 階層を除き、特	77,101 円以上 84,400 円未満	22,700 円	19,300 円	22,400 円	19,000 円

D 8 階層	定教育・ 保育等が あった月 の属する 年度の市 町村民税 所得割合 算額の区 分が次の 区分に該 当する支 給認定保 護者	84,400円以上 97,000円未満	29,600円		26,400円	29,100円		26,000円
D 9 階層		97,000円以上 122,500円未満	34,200円	32,600円	29,400円	33,700円	32,100円	29,000円
D 10階層		122,500円以上 147,300円未満	39,500円			38,900円		
D 11階層		147,300円以上 169,000円未満	44,400円	33,800円		43,700円	33,300円	
D 12階層		169,000円以上 223,600円未満	53,400円	34,700円		52,500円	34,200円	
D 13階層		223,600円以上 301,000円未満	56,700円			55,800円		
D 14階層		301,000円以上 332,200円未満	59,700円			58,700円		
D 15階層		332,200円以上 397,000円未満	63,600円			62,600円		
D 16階層		397,000円以上	76,300円			75,100円		

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 支給認定保護者が、次に掲げる特別の事由があることによりその属する階層区分に係る利用者負担額（以下この表において「基本利用者負担額」という。）を負担することが困難と認められるときは、当該特別の事由を勘案して適当と認める他の階層区分に係る利用者負担額に減額するものとする。  
府令第56条各号に定める事由に該当するとき。  
支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものであるとき。
- 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては減額後の利用者負担額。第8項において同じ。）に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号ハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 前項の規定にかかわらず、C1階層、D1階層、D3階層又はD5階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条の2第1項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額は、0とする。
- 第6項の規定にかかわらず、C2階層、D2階層又はD4階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とし、同項第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 第6項の規定にかかわらず、D6階層、D7階層又はD8階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる



場合における政令第14条の2第1項第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額は、0とする。

10 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、25日を基礎として利用者負担額を日割計算する。

11 第6項、第8項及び前項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第56号

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別記様式」を「様式第1号」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（滞納処分に係る権限の委任）

第6条 市長は、保育料の滞納者に係る搜索又は財産差押に関する事務に係る権限を当該事務に従事する職員に委任する。

2 前項に規定する事務の権限を委任された職員は、様式第2号による証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

支給認定保護者の税額等による 階層区分		保育料の額(月額)					
		保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	特定保育があった月において被保護者又は里親である支給認定保護者	0円		0円	0円		0円
B1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度（特定保育があった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。）において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	0円		0円	0円		0円
B2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する	1,300円		1,000円	1,300円		1,000円

	年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者 ( B 1 階層に属する者を除く。 )				
C 1 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	6,600円	4,700円	6,500円	4,700円
C 2 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者 ( C 1 階層に属する者を除く。 )	13,300円	9,500円	13,100円	9,400円
D 1 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	7,700円	5,800円	7,600円	5,800円
D 2 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である支給認定保護者 ( D 1 階層に属する者を除く。 )	15,400円	11,700円	15,200円	11,600円
D 3 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である支給認定保護者 ( 当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。 )	9,300円	7,400円	9,100円	7,300円
D 4 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である支給認定保護者 ( D 3 階層に属する者を除く。 )	18,600円	14,800円	18,300円	14,600円

D 5 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		11,300円	9,600円	11,200円	9,500円		
D 6 階層	A 階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である支給認定保護者（D 5 階層に属する者を除く。）		22,700円	19,300円	22,400円	19,000円		
D 7 階層	A 階層を除き、特	77,101円以上 84,400円未満	22,700円	19,300円	22,400円	19,000円		
D 8 階層	定保育があ	84,400円以上 97,000円未満	29,600円	26,400円	29,100円	26,000円		
D 9 階層	の属する	97,000円以上 122,500円未満	34,200円	32,600円	29,400円	33,700円	32,100円	29,000円
D 10階層	町村民税	122,500円以上 147,300円未満	39,500円					
D 11階層	所得割合	147,300円以上 169,000円未満	44,400円	33,800円	43,700円	33,300円		
D 12階層	算額の区	169,000円以上 223,600円未満 223,600円以上 301,000円未満 301,000円以上 332,200円未満 332,200円以上 397,000円未満 397,000円以上	53,400円	34,700円	52,500円	34,200円		
D 13階層	分が次の						56,700円	55,800円
D 14階層	区分に該						59,700円	58,700円
D 15階層	当する支						63,600円	62,600円
D 16階層	給認定保						76,300円	75,100円
	護者							

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日

に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。

- 5 負担額算定基準子どもが同一世帯に 2 人以上いる場合における保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。）第 14 条第 1 号ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本保育料（支給認定保護者が属する階層区分に係る保育料をいう。第 7 項において同じ。）に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、同条第 2 号ハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては 0 とする。
  - 6 前項の規定にかかわらず、C 1 階層、D 1 階層、D 3 階層又は D 5 階層に属し、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における政令第 14 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくはロ又は同項第 2 号イ、ロ若しくはハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の保育料は、0 とする。
  - 7 第 5 項の規定にかかわらず、C 2 階層、D 2 階層又は D 4 階層に属し、特定被監護者等が 2 人以上いる場合の保育料は、政令第 14 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本保育料に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、同項第 2 号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては 0 とする。
  - 8 第 5 項の規定にかかわらず、D 6 階層、D 7 階層又は D 8 階層に属し、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における政令第 14 条の 2 第 1 項第 2 号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者の保育料は、0 とする。
  - 9 月の途中において特定保育の利用を開始し、又は終了した場合にあつては、25 日を基礎として保育料を日割計算する。
  - 10 第 5 項、第 7 項及び前項の規定により保育料を算定する場合において、100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 別記様式を様式第 1 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(表)

写  真	第  号
保育料滞納者財産差押職員証	
所属	
氏名	
年 月 日	
大津市長	印

(裏)

- 1 本証は、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項の規定に基づき滞納保育料に係る財産差押を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた特定保育に係る保育料については、なお従前の例による。

.....

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。  
平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第57号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部改正)

第 1 条 大津市立保育所の管理運営に関する規則 (昭和50年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 3 条の表中

「	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">大津市立皇子が丘保育園</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">140人</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">を</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">大津市立浜天津保育園</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">60人</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">」</td> </tr> </table>	大津市立皇子が丘保育園		140人		を	大津市立浜天津保育園		60人		」
大津市立皇子が丘保育園		140人		を							
大津市立浜天津保育園		60人		」							
「	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">大津市立皇子が丘保育園</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">140人</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">に</td> </tr> </table>	大津市立皇子が丘保育園		140人		に					
大津市立皇子が丘保育園		140人		に							
」											

改める。

第 9 条中「 (大津市立浜天津保育園を除く。以下同じ。 ) 」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則及び道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「 (大津市立浜天津保育園を除く。 ) 」を削る。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則 (平成10年規則第18号) 第10条第 1 項第 7 号

道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則 (平成10年規則第20号) 第 9 条第 1 項第 7 号

(大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部改正)

第 3 条 大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則 (平成10年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第 7 号中「第12条」を「第 7 条」に、「第13条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

(大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 4 条 大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則 (平成18年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第14条」を「第 9 条」に改める。

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 3 項を削る。

第 9 条第 1 項及び第10条第 1 項中「第12条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第12条第 1 項中「第13条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

第13条第 1 項中「第13条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に、「第12条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

(大津市立葛川保育園の管理運営に関する規則の一部改正)

第 5 条 大津市立葛川保育園の管理運営に関する規則 (平成23年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある第 4 条の規定による改正前の大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則様式第 6 号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

.....  
大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第58号**

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金徴収等規則（平成27年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「別表第 3 の規定」を「大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）別表第 2 の規定の例」に改める。

別表第 3 を削る。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市児童福祉負担金徴収等規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる措置による保育に係る負担金について適用し、同日前に行われた措置による保育に係る負担金については、なお従前の例による。

.....  
大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第59号**

大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則（平成15年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同項第 3 号中「公用又は」を削る。

**附 則**

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

.....  
大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第60号**

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「する者」の次に「（地域密着型通所介護の事業を行う事業所に係る法第42条の 2 第 1 項本文の指定を受けようとする者を除く。）」を加える。

第 4 条中「、第78条の 2 第 1 項」を削り、「、第115条の 2 第 1 項及び第115条の12第 1 項」を「及び第115条の 2 第 1 項」に、「指定・許可申請書（様式第 2 号）により」を「指定・許可申請書（様式第 2 号）により、第78条の 2 第 1 項及び第115条の12第 1 項の規定による指定の申請は指定申請書（様式第 2 号の 2 ）により、それぞれ」に改める。

様式第 1 号中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

指定居宅サービス事業所  
 介護保険施設 指定・許可申請書  
 指定介護予防サービス事業所

年 月 日

(宛先) 大津市長

所在地  
 申請者 名称  
 代表者氏名

介護保険法に規定する事業所又は施設に係る指定又は許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ名					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 県 郡市 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	法人の種類	法人所轄庁				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ氏名	生年月日		
指定又は許可を受けようとする事業所又は施設の種類	代表者の住所	(郵便番号) 県 郡市 (ビルの名称等)				
	事業所等の所在地	(郵便番号) 県 郡市 (ビルの名称等)				
指定又は許可を受けようとする事業所又は施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定又は許可の申請をする事業等の事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等の指定又は許可年月日	
	施設	介護老人福祉施設				
		介護老人保健施設				
		訪問介護				
		訪問入浴介護				
		訪問看護				
		訪問リハビリテーション				
		居宅療養管理指導				
		通所介護				
		通所リハビリテーション				
		短期入所生活介護				
	指定居宅サービス	短期入所療養介護				
		特定施設入居者生活介護				
		福祉用具貸与				
		特定福祉用具販売				
		指定介護予防サービス	介護予防訪問介護			
			介護予防訪問入浴介護			
			介護予防訪問看護			
			介護予防訪問リハビリテーション			
			介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護						
介護予防通所リハビリテーション						
介護予防短期入所生活介護						
介護予防短期入所療養介護						
介護予防特定施設入居者生活介護						
介護予防福祉用具貸与						
特定介護予防福祉用具販売						
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等						



## 備考

- 1 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定又は許可を受けているものについて、該当する欄に「 」を記入してください。
- 4 「指定又は許可申請をする事業等の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 5 「既に指定又は許可を受けている事業等の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者（介護保険施設）として指定（許可）された年月日を記載してください。
- 6 保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設又は訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第 2 号の 2 ( 第 4 条関係 )

指定地域密着型サービス事業所  
 指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

年 月 日

( 宛先 ) 大津市長

所在地  
 申請者 名称  
 代表者氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 県 郡市 ) (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号		F A X 番号
	法人の種類		法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 県 郡市 ) (ビルの名称等)		
指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 県 郡市 ) (ビルの名称等)		
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定の申請をする事業等の事業開始予定年月日
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		夜間対応型訪問介護		
		地域密着型通所介護		
		認知症対応型通所介護		
		小規模多機能型居宅介護		
		認知症対応型共同生活介護		
		地域密着型特定施設入居者生活介護		
		地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		
	看護小規模多機能型居宅介護			
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)		
指定を受けている他市町村名				
医療機関コード等				

## 備考

- 1 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則第 3 条第 2 項に規定する選考結果通知書の写しを必ず添付してください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「 」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業等の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業等の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設又は訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第 8 号中 「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定・許可更新申請  
介護保険施設

「指定居宅サービス事業所  
指定地域密着型サービス事業所  
書 を 介護保険施設 指定・許可更新申請書 に、「所在地  
」 指定介護予防サービス事業所 名 称  
指定地域密着型介護予防サービス事業所 」

「所 在 地  
名 称 に、「に係る指定」を「又は施設に係る指定又は許可」に改め、  
代表者氏名 」

「  
所在地市町村番号  を削り、同様式備考を削る。  
」

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により調製した申請書等は、改正後の大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

.....

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第61号**

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則（昭和49年規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みを受ける資金について適用し、同日前に融資の申込みを受けた資金については、なお従前の例による。

大津市建築審査会の運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第62号**

大津市建築審査会の運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市建築審査会の運営に関する規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第7条」を「第8条」に、「規定により」を「規定に基づき」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第63号**

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則（平成23年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表門、塀等の項中「2,800円」を「3,400円」に、「800円」を「1,000円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「7,600円」を「8,300円」に、「2,700円」を「2,900円」に改め、別表第1項の表柵の項中「900円」を「1,000円」に、「600円」を「700円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「5,300円」を「5,600円」に、「3,700円」を「4,000円」に改め、別表第1項の表樹木の項中「10,500円」を「10,900円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「11,700円」を「12,500円」に改め、別表第1項の表擁壁の項中「9,200円」を「9,600円」に、「11,700円」を「11,900円」に、「7,800円」を「8,500円」に、「19,000円」を「20,900円」に、「28,000円」を「30,600円」に改め、別表第1項の表下水道管の項中「7,000円」を「7,800円」に改め、別表第1項の表公共汚水樹の項中「12,000円」を「13,000円」に改め、別表第1項の表水道管の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、別表第1項の表量水器の項中「18,500円」を「19,200円」に改め、別表第1項の表ガス管の項中「2,500円」を「2,800円」に改め、別表第2項の表舗装工事費の項中「2,100円」を「2,200円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第68号**

大津市環境基本条例（平成7年条例第39号）第8条の規定により、河川の水質に係る環境上の基準を次のように定める。なお、昭和55年告示第59号（河川の水質汚濁に係る環境上の基準について）は、廃止する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

生活環境の保全に関する環境上の水質基準

項目 類型	基準値						
	生活環境項目					特殊項目	
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	総窒素 (T-N)	総リン (T-P)
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100ml以下	1.0mg/L以下	0.10mg/L以下
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下	1.5mg/L以下	0.20mg/L以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下	2.0mg/L以下	0.30mg/L以下
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上		3.0mg/L以下	0.40mg/L以下
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上		4.0mg/L以下	0.55mg/L以下
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上		5.0mg/L以下	0.65mg/L以下
測定方法	日本工業規格 K0102 (以下この表において「規格」という。) 12.1 に掲げる方法	規格21に掲げる方法	昭和46年環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準について) 付表9に掲げる方法	規格32に掲げる方法又は光学式DO計による測定	最確数による定量法	規格 45.2、45.4又は45.6 に掲げる方法	規格46.3.1又は46.3.4に掲げる方法

備考

- 生活環境項目の規準値は、日間平均値とする。
- 特殊項目の規準値は、年間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上、総窒素 1 mg/L以下とする。
- 最確数による定量法とは、昭和46年環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準について) 別表2 備考第4項に掲げる方法をいう。

生物及び人の感覚による補助指標

ア 生物指標

ランク	水生生物	魚類
きれいな水	サワガニ ヒラタカゲロウ カワゲラ類 ナベブタムシ ヘビトンボ ヤマトビケラ ナガレトビケラ ニンギョウトビケラ クロツツトビケラ アミカ ブユ	タカハヤ アカザ アユ イワナ アマゴ カジカ カワヨシノボリ
ややきれいな水	カワニナ スジエビ	フナ類 オイカワ

		コカゲロウ ヤマサナエ コオニヤンマ コヤマトンボ シマアメンボ コガタシマトビケラ ギフシマトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル	カワムツ アブラハヤ ウグイ カマツカ シマドジョウ ナマズ アユ ドンコ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く。)
	汚い水	タニシ ユリミミズ ヒル ミズムシ サホコカゲロウ タイコウチ ミズカマキリ	フナ類 オイカワ ドジョウ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く。)
	とても汚い水	サカマキガイ エラミミズ イトミミズ アメリカザリガニ チョウバエ ユスリカ セスジユスリカ	

備考

- 1 評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。
- 2 の項魚類の欄のイワナ・アマゴは、河川上流・低水温域に適用するものとする。

イ 感覚指標

ランク	川の感じ	親水のイメージ	感覚指標			
			ゴミ	透視度 (cm)	河床状況	川の匂い
a	とても快適	川の中に入って遊びたいと思える。	ない	100以上	砂、レキ質等がはっきり見える。うっすらと苔が付いている。	とても快
b	快適		少しあるが気にならない。	70以上	藻類等付着物に覆われている。	快
c	不快	川の中に入りたくないが釣りなどはできる。	目立つ程あって気になる。	30以上	部分的にミズワタが発生している。	不快
d	とても不快	川に近づきたいと思わない。	多くあってひどく気になる。	30未満	河床全面にミズワタが発生しているか、ヘドロ状になっている。	とても不快

大津市告示第69号

次の表の河川名の欄に掲げる河川が該当する水質、生物指標又は感覚指標の類型又はランク（平成28年告示第68号（河川の水質に係る環境上の基準について）（以下「告示」という。）第1号又は第2号ア若しくはイの表に掲げる類型又はランクをいう。以下同じ。）及び当該河川の水質類型に係る基準値の達成期間を次のとおり定める。なお、昭和55年告示第60号（河川の水質汚濁に係る環境上の基準の河川類型の指定について）は、廃止する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

河川名	範囲	水質			生物指標 のランク			感覚指標 のランク			生物指標及び感覚指標 のランクの区域境界		
		類型	達成 期間	環境上の基準点	上 流	中 流	下 流	上 流	中 流	下 流	上流	中流	下流
滝川	全域	A A	イ	県道北小松大物線との交差点から下流50メートルの地点				a	a	a	別図のとおり		
比良川	全域	A A	イ	国道161号志賀バイパスとの交差点から下流100メートルの地点				a	a	a			
八屋戸川	全域	A A	イ	福谷橋下流50メートルの地点				a	a	a			
天川	全域	A	イ	県道高島大津線との交差点から上流150メートルの地点				a	a	a			
喜撰川	全域	A	イ	県道高島大津線との交差点から上流300メートルの地点				a	b	b			
真野川	全域	A	イ	県道高島大津線との交差点から下流150メートルの地点				a	b	b			
雄琴川	全域	A	イ	国道161号との交差点から下流200メートルの地点				a	a	b			
大正寺川	全域	A	ハ	国道161号との交差点から下流300メートルの地点				a	a	b			
際川	全域	A	イ	国道161号との交差点から上流50メートルの地点				a	b	b			
兵田川	全域	A	イ	県道大津湖岸線との交差点から上流150メートルの地点	-			-	a	b			
盛越川	全域	A	イ	県道大津湖岸線との交差点から上流50メートルの地点				a	a	b			
三田川	全域	A	イ	国道422号との交差点から上流80メートルの地点				a	b	b			
多羅川	全域	A	イ	国道422号との交差点から上流200メートルの地点	-			-	b	b			
千丈川	全域	A	イ	国道422号との交差点から上流50メートルの地点				a	a	a			
大石川	全域	A	イ	高橋から下流100メートルの地点				a	a	a			
長沢川	全域	A	イ	井関橋直下の地点	-			-	b	b			

(注)

- 1 水質類型の欄の A A 及び A は、告示第 1 号の表の類型を示す。
- 2 水質の達成期間は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）第 3 の規定に準じ、次のとおり分類する。  
「イ」は、直ちに達成  
「ハ」は、5 年を超え、10 年を超えない範囲内の期間に可及的速やかに達成
- 3 生物指標のランクの欄の 及び は、告示第 2 号アの表のランクを示す。
- 4 感覚指標のランクの欄の a 及び b は、告示第 2 号イの表のランクを示す。

「別図のとおり」は省略し、大津市役所環境部環境政策課及びインターネットの大津市ホームページ内 (<http://www.city.otsu.lg.jp/>) において縦覧に供する。



**大津市告示第70号**

平成25年11月2日に草津市と共同して設置したびわこ大津草津景観推進協議会を平成28年3月31日限り廃止したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、告示する。

平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市告示第71号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、大津市と草津市が共同して景観基本計画を策定するとともに相互に連絡調整を行うため、次のとおり協議により規約を定め、びわこ大津草津景観推進協議会を設置したので、同条第2項の規定により、告示する。

平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

**びわこ大津草津景観推進協議会規約**

（協議会の目的）

**第1条** この協議会は、大津市と草津市が広域的な観点から良好な景観の保全及び形成を図り、並びに景観を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、両市が共同して景観基本計画を策定するとともに、相互に連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の名称）

**第2条** この協議会は、びわこ大津草津景観推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（構成）

**第3条** 協議会は、大津市及び草津市（以下「関係市」という。）をもって構成する。

（協議会の担任する事務）

**第4条** 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

広域的な景観の保全及び形成に係る景観基本計画の策定に関する事務

第1条に規定する連絡調整に関する事務

前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

（組織）

**第5条** 協議会は、会長及び委員8人以内をもって組織する。

（会長）

**第6条** 会長は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。

3 会長は、非常勤とする。

（副会長）

**第7条** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副会長の任期は、1年とする。

3 副会長は、会長以外の関係市の長である委員をもって充てる。

（委員）

**第8条** 委員は、会長以外の関係市の長及び関係市の景観行政を所管する部局の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（事務局）

**第9条** 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長選出市に置く。

（会議）

**第10条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、会議の招集を請求することができる。この場合において、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければならない。

4 協議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

( 関係者の出席 )

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 経費の支弁の方法 )

第12条 協議会の経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、会長が会議に諮って定める。

( その他 )

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 1 号

大津市火災予防査察規程 ( 平成16年消防局訓令第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

様式第 6 号及び様式第 7 号中

「教 示

この命令に不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、  
に対して、行政不服審査法の規定に基づく をすることができます。

また、この命令書の交付を受けた日 ( 前記の をした場合には、当該 に対する  
の送達を受けた日 ) の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として ( 大津市長が被告の  
代表者となります。 )、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に  
大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請  
求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に  
大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます ( なお、この  
処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から  
起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、  
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の  
取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に  
提起することができます。」

改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市消防局訓令第 2 号

大津市火災予防違反処理規程 ( 平成15年消防局訓令第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

様式第 6 号中

「教 示

この命令に不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して 日以内に、  
に対して、 の規定に基づく審査請求をすることができる。

また、この命令書の交付を受けた日 ( 前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の  
送達を受けた日 ) の翌日から起算して 以内に、大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者とな  
る。 )、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。」

「教示

( 消防法第 5 条第 1 項又は第 5 条の 2 第 1 項の命令の場合 )

- 1 この命令に不服があるときは、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分取消しの訴えは、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この命令について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決を受けた日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。

( 消防法第 5 条第 1 項又は第 5 条の 2 第 1 項の命令以外の命令の場合 )

- 1 この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、命令があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。
- 2 この処分取消しの訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、命令があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

改める。

様式第 7 号中

「教 示

この命令に不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができる。

また、この命令書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできる。

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。
- 2 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

改める。

様式第 8 号中

「教 示

この命令に不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができる。

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。
- 2 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分

があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。 J

改める。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 11 条関係)

年 月 日

住所

氏名 様

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、次の措置をとるべきことを命ずる。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

発令年月日時	年 月 日 時 分	発令者	所 属 階級・氏名
所在地	大津市		
名称			
受命者職・氏名	行為者・所有者・管理者・占有者・その他( )		電話
命令区分	消防法第 3 条第 1 項 ・ 消防法第 5 条の 3 第 1 項		
第 1 号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備		
第 2 号	残火・取灰又は火粉の始末		
第 3 号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理		
第 4 号	放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去		
命令の理由となる事実及び命ずる措置			
.....			
.....			
.....			
.....			

教示

(消防法第 3 条第 1 項の命令の場合)

- この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、命令があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分取消しの訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、命令があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

(消防法第 5 条の 3 第 1 項の命令の場合)

- この命令に不服があるときは、この命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、この命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この命令について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に提起することができます。

受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住所	氏名	

様式第14号中

「教 示

この処分不服があるときは、この特例認定取消書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、  
に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができる。

また、この特例認定取消書の交付を受けた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する  
判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表  
者となる。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。

「教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に  
大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請  
求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大  
津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この  
処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から  
起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、  
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の  
取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内  
に提起することができます。

改める。

様式第15号中

「教 示

この処分不服があるときは、この許可取消書の交付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、  
大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となる。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提  
起することができる。

「教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に  
大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請  
求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大  
津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この  
処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から  
起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、  
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の  
取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に  
提起することができます。

改める。

様式第18号中「すべて」を「全て」に、

「教 示

この処分不服があるときは、この戒告書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に  
に対して、行政不服審査法の規定に基づく  
をすることができる。

また、この戒告書の交付を受けた日(前記の  
をした場合には、当該  
に対する  
の送  
達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者とな  
る。)、大津地方裁判所に処分の訴えを提起することもできる。

「教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に  
大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請  
求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大  
津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この  
処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から

起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

様式第 19 号中

「教 示

この処分に不服があるときは、この代執行令書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、  
 に対して、行政不服審査法の規定に基づく をすることができる。

また、この代執行令書の交付を受けた日（前記の をした場合には、当該 に対する の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

様式第 20 号中

「教 示

この命令に不服があるときは、この代執行費用納付命令書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、  
 に対して、行政不服審査法の規定に基づく をすることができる。

また、この代執行費用納付命令書の交付を受けた日（前記の をした場合には、当該 に対する の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。